

# 令和7年度川西町物価高騰対応企業応援給付金

## 【申請の手引き】

光熱水費や資材等の物価高騰の影響を受けている町内の中小企業・小規模事業者の持続的な経営意欲を応援するため、雇用する従業員数に応じて給付金を交付します。

### 1 交付対象者

交付対象者は、以下の(1)～(4)まで、すべての要件を満たす事業者になります。

(1) **町内に1年以上本社又は事業所の住所を有する法人の中小企業及び小規模事業者。**

**ただし、以下に該当する事業者は対象になりません。**

ア 個人事業者

イ 日本標準産業分類のうち「7【別表】」に記載する小分類の業種

ウ 町有施設の指定管理団体

(2) 国、県、町等から本事業と類似の他の補助金等の交付を受けていない者

(3) 町税等を完納していること

(4) 川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。

### 2 給付金の交付額

**令和8年1月1日現在**で、事業者が常態で雇用する従業員（常時使用する従業員）の人数により、以下の給付金を交付します。

**※川西町に所在する事業所に勤務する従業員数（役員除く）**

常時使用する従業員数	交付額
1人から5人まで	30,000円
6人から10人まで	50,000円
11人から20人まで	100,000円
21人以上	150,000円

**※常時使用する従業員とは**

(交付要綱第2条第3号)

「常時使用する従業員」とは、中小企業基本法上の定義に基づいて、「事業にあたり常態として使用する労働者とし、労働基準法第20条で規定する解雇の予告が必要とされるもの」とされています。

基本的には、役員を除く正規社員のほか、パートや非正規社員等が対象となります。

**ただし、以下に該当するパートや非正規社員等は、対象なりません。**

① 日々雇い入れられる方

② 2箇月以内の期間を定めて雇用される方

③ 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用される方（例：冬季間限定の除雪業務等）

④ 試の使用期間中の者

### 3 申請手続き

#### (1) 申請先

川西町商工観光課 商工労政係（役場2階8番窓口）

電話：0238-42-6645

※上記窓口に提出または郵送で申請ください。※同封の返信用封筒をご活用ください。

#### (2) 申請期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月27日（金）**<必着>**まで

#### (3) 申請書類

① 「令和7年度川西町物価高騰対応給付金申請書」【様式第1号・表面】

「町税等納付状況閲覧同意書」【様式第1号・裏面】

※同封の「記載例」を参考に記載ください。

※申請書（ワード様式）は、町ホームページに掲載しています。→



#### ② 申請書に係る添付資料

ア 「常時使用する従業員の名簿」（役員を除く全員）※氏名のみ

イ 「常時使用する従業員であることを確認できる書類」（写し）

※上記のアで記載する従業員数の全員分は必要ありません。給付金額の対象範囲内の人数分のみ提出ください。（下表参考）

常時使用する従業員数	確認書類提出数	常時使用する従業員数	確認書類提出数
1人～5人	1人分以上	11人～20人	11人分以上
6人～10人	6人分以上	21人以上	21人分以上

#### ◆70歳未満の従業員

厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、又は被保険者縦覧照会回答票

#### ◆70歳以上75歳未満の従業員

健康保険の標準報酬月額決定通知書

#### ◆75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外の従業員

2箇月を超える雇用契約書と給与明細

#### ◆使用者兼役員である従業員

職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、又は雇用保険の被保険者

格を証する種類、又は2箇月を超える雇用契約書と給与明細など、使用者としての職制上の地位を証する書類

#### ウ 「振込先が確認できる指定口座通帳の写し」

※交付決定後に給付金を振込する場合に使用します。

上記①、②の申請書及び添付資料は、この度の給付金事業以外の目的に使用することはありません。

### 4 申請の審査・結果の通知

常時使用する従業員数と町税等の完納状況を審査します。給付金の交付要件が確認された場合は、交付決定及び額の確定通知書を送付し、振込予定日をお知らせします。

審査の結果、町税等の未納などで交付要件を満たさない場合は、不交付通知書を送付します。

## 5 給付金の支払い

請求書の提出は必要ありません。

交付決定及び額の確定通知書をもって、指定の金融機関口座に振り込みます。

状況により、通知書に記載の振込予定日より遅れる場合があります。

## 6 スケジュール

	実施時期（目安）
申請受付	令和8年1月26日（月）～同年2月27日（金）
結果通知	2月下旬～3月中旬
給付金支払	令和8年3月中（交付決定及び額の通知書で通知）

## 7 【別表】交付対象とならない業種（日本標準産業分類表）

大分類		中分類		小分類	
A	農業	01	農業		全業種
B	林業	02	林業		全業種
D	製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業	102	酒類製造業
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）
H	運輸業・郵便業	43	道路旅客運送業		全業種
		49	郵便業		全業種
J	金融業・保険業	62	銀行業		全業種
		63	協同組織金融業		全業種
		64	貸金業		全業種
		65	金融商品取引業、商品先物取引業		全業種
		66	補助的金融業等		全業種
		67	保険業		全業種
K	不動産業・物品賃貸業	68	不動産取引業		全業種

L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
O	教育、学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育、学習支援業	820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業、教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
		84	保険衛生		全業種
Q	複合サービス業	85	社会保険・社会福祉・介護事業		全業種
		86	郵便局		全業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	87	協同組合（他に分類されないもの）		全業種
		93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種
S	公務	97	国家公務		全業種
		98	地方公務		全業種
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業	999	分類不能の産業